危機管理マニュアル

岸和田市立岸城中学校

1. 不審者等への対応

(ア) 巡視等の活動

① PTA と連携し、保護者・職員による校区内登校指導を各学期に実施。
② 校門前にて、更生保護女性会、PTA、応援団による「あいさつ運動」を実施。
③ 校門前・交差点付近にて職員による登校指導を実施し、生徒の交通安全指導や来校者の確認を行う。
④ 休み時間・昼休憩時に教員による校内の巡視を行う。
⑤ 必要に応じて随時校内の巡視を行い、状況を把握する。
⑥ 下校時に下校指導を実施し、交通安全指導を行うと共に学校周辺の巡視を行う。

(イ) 校外における問題発生時の対応（不審者等への対応）

（発見者）→ 受信教職員 →校　長 → ・城内小、中央小、浜小、東光小
教　頭 → ・光陽中、野村中、土生中
生徒指導主事 → ・市教委（学校教育課）、警察
（状況に応じ連絡）

※状況に応じ、ＰＴＡ役員・各地区連合町会長にも連絡。
※地域・保護者からの連絡の場合、警察への連絡の有無を確認し、していない場合は通報依頼する。

(ウ) 不審者の校内立ち入りの予防

① 授業開始後、下校時刻まで通用門・野田公園側出入り口を閉鎖し、施錠する。
② 来校者の出入り口を正門とし、職員室を受付場所とする。
③ 「関係者以外立ち入り禁止」の看板を正門、通用門に掲示。

(エ) 校内での不審者の対応

① 緊急放送「校長先生○○○（不審者）まで来てください」
② 生徒の安全確保のため、危険な状況の場合は
- 生徒の避難
- 現場での多数の教職員による対応
- 関係機関への通報

を最優先とする。

③ 授業中
- 職員は、生徒に職員室への連絡を指示する。
- 職員は、近隣の授業者と協力して不審者に対応する。また、状況に応じて生徒を避難させる。（原則として運動場）
- 職員室で連絡を受けた職員は、留守番の者を残して全員すぐに現場に急行する。

④　休憩時間

- 発見者は、近くにいる教職員または職員室に連絡する。
- 職員は、状況に応じて付近の生徒に職員室への連絡及び避難をさせる。

⑤　関係機関等への連絡

- 状況を把握した教職員は職員室へ帰り、校長または教頭・生徒指導主事に報告する。
- 状況に応じ、緊急放送により全校生徒に運動場への避難を指示する。
- 校長・教頭・生徒指導主事は分担し、状況に応じて警察・消防署に出動を要請する。さらに、市教育委員会（学校教育課）に連絡する。

⑥　生徒の避難と安否確認

- 生徒の避難場所は、原則として運動場とする。
- 生徒を学年・学級別に整列させ、人数や安否の確認を行う。
- 避難場所での安否確認には原則として各学級担任が当たり、他の職員は不審者への対応に当たる。

⑦　被害生徒発生等重大事態への対応

- 被害生徒が発生した場合、不審者の身柄を確保し、安否の確認がすみ次第、各学級担任はその生徒の指名及び搬送先医療機関を確認し、被害生徒の保護者に連絡する。
- ＰＴＡ役員に連絡し、役員・実行委員会の緊急招集を依頼。（校長・教頭）
- 不審者の身柄を確保した後、臨時全校集会を開き、生徒の状況を把握するとともに、校長（または教頭、生徒指導主事）から状況等の説明と指導を行う。
- 状況に応じ、町別・学年別に集団下校させる。その際、ＰＴＡの役員・実行委員の協力（付き添い等）を要請する。
- 緊急事態の平穏化の後、全保護者に連絡し、保護者説明会を開催する。（教育委員会に出席を要請する）
- 報道機関等への対応は、校長を窓口とし、原則として校内への立ち入りを禁止する。

⑧　緊急体制

本部長（校長）
副本部長（教頭）
- 現場指揮係……学年主任
- 防護係……現場教職員
- 避難誘導係……現場教職員
- 安否確認・救護係……学級担任・養護教諭
- 警察・消防への対応……教頭・生徒指導主事
- 通用門・野田公園出入り口の開錠……教頭・生徒指導主事
- 市教委・関係団体等への連絡……校長・教頭
- ＰＴＡへの連絡……教頭
- 報道機関等への対応……校長

2. 傷害・疾病発生時の対応

(ア) 連絡体制

授 業 中 → 教科担当者
休 憩 時 → 生徒・職員 → 保健室 → 校医
部活動時 → 部活動顧問 ↓
校長・教頭 → 市教委
担 任 → 家庭

① 救急車を要請するときは、校長（または教頭）に必ず連絡する。ただし、緊急を要し、校長等が不在の場合は現場の教職員の判断による。
② 頭部を負傷した場合や、その可能性のある場合は、必ず速やかに医療機関の診察を受けさせる。
③ 医療機関に連れて行く場合、時間の余裕があればまず保護者に連絡し、かかりつけの医療機関を確認する。
④ 学校管理下における傷害・疾病の発生の場合は、必ず速やかに当該生徒の保護者に連絡する。
※疾病の発生及び入院中の生徒等の情報は、必ず養護教諭に連絡する。

(イ) 医療機関

内 科	別所医院(校医)	４２２－０３９７
	岡森医院(校医)	４３９－３０００
歯 科	土橋歯科(校医)	４３７－２６１３
	木村歯科(校医)	４２２－６８５４
外 科	寺田万寿病院	４２２－４４６６
	浜中医院	４２２－０５４０
	西村整形外科	４３７－８５８５
耳鼻科	杉原耳鼻科	４３８－９９０５
	川植耳鼻科	４４１－０３０３
	黒川耳鼻科	４２３－３７４１
	中井耳鼻科	４２２－０６１４
眼 科	林 眼科	４２２－０８０２
	楠部眼科	４２２－０８１６
学校薬剤師	橋爪薬局	４３７－１４４１

※ その他医療機関の一覧表は教頭の机上にあります。（黄色いファイル）

3. 生徒の問題行動発生時の対応

(ア) 連絡体制

問題発生
↓
発見生徒・職員 →→→→→→→→→→→→→→ 処理 → 解決 →
↓
職員室
↓
現場へ急行 →→→→→→→→→→→→→→→→ 処理 → 解決 →
↓
関係生徒を職員室へ
↓
関係学年職員・生徒指導主事・その他の職員 → 処理 → 解決 →
↓　　　　↓
保護者　　校長・教頭
　　　　　↓
　　　　　関係機関への通報・連絡

校長・教頭	生徒指導主事

(イ) 緊急重大事態への対応（対教師暴力・大きな傷害事件や器物破損・極端な授業妨害）

関係職員による問題の把握
↓
臨時生徒指導委員会（生徒指導委員会メンバー＋関係生徒担任）

※時間に余裕のない場合は校長に一任

- 事実確認及び対応の方針を協議・決定
- 校内特別指導の実施に当たっては、当該学年に指導内容・計画を確認
- 関係機関への通報の判断は、校長が行う

↓

臨時職員会議の開催、全教職員への報告
保護者への報告・連絡・相談

4. その他の問題状況発生時の対応

夜間や学校休業中の校内への侵入による重大な器物破損などの問題が発生した場合は

- 管理職に連絡→職員連絡網で、職員を招集。
- 現場の片づけ等は、警察の処理終了後、警察・教育委員会へ連絡する。
- ＰＴＡ会長に連絡。
- 報道機関への対応は、校長を窓口とする。
- 事後、必要に応じて、学校関係者に報告する。
- 緊急放送。

5. 災害発生時の対応

事前対応として

- 防災教育（命の教育・安全確保行動等）
- 緊急時「持ち出し品」「使用備品」準備・点検
- 避難所関係（開放場所等の決定・名簿枠等の作成）
- 役割の明確化

(ア) 地震発生時・・・・災害対応マニュアルに別記

(イ)風水害発生時 ・・・災害対応マニュアルに別記

(ウ)火災発生時 ・・・・災害対応マニュアルに別記